### 観光振興財源の

#### 観光政策研究部長·主席研究員

概念であり、その運営組織となるDM

の中で生まれたのが「デスティネーショ 組みへと変化している。こうした変化

ン・マネジメント (以下、DM)」 という

や文化、または、ホテルやレジャー施設 興のポイントは、その地域が持つ自然

といった点ではなく、地域総体の取り

どまらない。 り組み領域が拡大したということにと Oである。 こうした変化は、単に観光振興の取

戦略級へと転化したことでもある。 光振興の取り組みレベルが計画級から 溶け込むようになったことであり、観 取り組みではなく、地域政策の一部に 観光振興が、観光という分野のみの

ことは、それら各種の取り組みを実施 向けた具体的な取り組みが求められる 計画級では、直面する問題の解決に 戦略級の取り組みにおいて重要な

ようになった現在、戦略の優劣がデス

観光が国際的な競争環境に置かれる

らに、人材の確保は、その原資となる ば、人材と資金がより重要となる。さ DMOを主体としたDM領域で考えれ 材、設備、資金の3つが基本とされるが に配分することにある。経営資源は人 可能とする「経営」資源を集め、適切 資源となる。 れば、資金が最も基本かつ重要な経営 人件費確保と関係していることを考え

集「デスティネーション・マネジメン 年発行した『観光文化』234号の特

今号のテーマ「観光振興財源」は、

トの潮流」と対をなすものである。

234号で示したように、観光地振

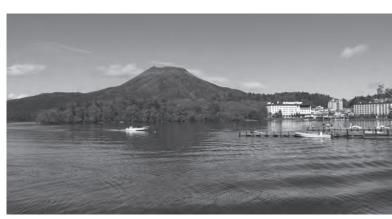
はじめに

げていくことだと言い換えることがで 集め、配分、循環させ、再投資につな むということは、DMに必要な資金を つまり、戦略的に観光振興に取り組

略的な取り組みを可能としている。 では独自のDM財源を有しており、 特集1、特集5で示したように、海外 は海外のリゾートであり、都市である。 ずしも結びつかなかった。しかしなが 状況であったため、戦略の優劣には必 が、国内の自治体は、どこもほぼ同じ する自治体の歳入構造が理由である ら、これからの時代、ライバルとなるの 金や交付金に求めていた。これは後述 従来、我が国では、この資金は補助

> 現するDM財源を得ることはなかなか になる。 ティネーションの競争力を決めていく タートラインにすら立っていないこと ことになるが、我が国地域は、そのス しかしながら、戦略的取り組みを実

めに取り組む主体と、収益を得る主体 一般的な民間事業は、収益を得るた



北海道 阿寒湖

は基本的に同一である。そのため、得た 収益の一部を、再投資という形でプロ モーションや商品開発に転用可能であ る。これに対し、観光領域、DMの場合、 その成果は、その実施主体となるDM のに収益はもたらされず、多様な主体 に薄く広く広がることとなるからであ る。そのため、特別な仕掛けをしない とDMの資金を、観光振興の成果から とDMの資金を、観光振興の成果から

## 自治体の歳入構造

まず、考えられるのは、地方税収での対応である。観光振興の効果は地域の対応である。観光振興の効果は地方に幅広くもたらされ、その効果は地方に幅広くもたらされ、その効果は地方を、DM活動原資としていくというのは、理にかなった仕組みと考えられる。しかしながら、これには大きな問題がある。それは、観光振興による税収がある。それは、観光振興による税収がある。それは、観光振興による税収が増えても、自治体が使える資金税収が増えても、自治体が使える資金

くは自身の運営に必要なだけの税収をえない理由は、もともと、自治体の多税収が増えても、使える資金量が増

ていることに起因する。得ておらず、不足分を国から補塡され

各自治体が、その運営に必要とされる金額は「基準財政需要額」、基本的な税収見込みは「基準財政収入額」として規定されているが、この基準財政需要額を上回る基準財政収入額となっている自治体は乏しく、その差額は交付に、国などからの業務代行の費用として、国などからの業務代行の費用として支出される支出金を加えたものが自治体の財政規模を規定することになる。

い限り、財政規模は増えないのである。準財政需要額を超えるレベルにならなて税収が増加したとしても、それが基こうした構造にあるため、DMによっ

るだろうか。
これを自治体側から見ると、どうな

現在の自治体は、人口縮小や高齢化、 共稼ぎ世帯増による保育環境整備、さ らには公共インフラの更新などなど、 多様な課題に直面し支出が求められる 現日は増大している。そうした財政状 で、さらにDMに対して資金を 別の中で、さらにDMに対して資金を

観光事業者の立場から言えば、多額

振れない」という状態にある。があるが、自治体としては「ない袖はて住民税にも貢献しているという思いの固定資産税を負担し、従業員を通じ

#### 財源とは何か DM成果と連動する

こうした自治体の歳入構造において、DM成果に連動した財源を得るには、既存の税収とは別の形で資金調達を行うことが求められる。特集1で示したように、その財源には、大きく4つの種類がある。これらはそれぞれに有効な取り組みであるが、フリーライド問題が付きまとう観光分野において強制力をもたない資金調達手法は、DM財源としての安定性を欠くことになる。

> つまり、自治体としては基準財政需要額の範囲において、通常の地域課題 のM活動に投入できることが可能となる。しかも、この財源は、DM活動の成 果と連動するため、活動成果として観 果と連動するため、活動成果として観 果と連動するため、活動成果として観

DMを戦略級の取り組みとして展 がろう。

## 入湯税とDM財源

入湯税、法定外税、分担金のうち、 視光振興に利用でき、かつ、最も容易に 関入できる財源は入湯税である。特集 1および特集2で示したように、入湯 税は地方税の中に記述された観光振興 に利用できる税収であり、温泉があると ころでは既に徴税されており(徴税シ ステムが稼働しており)、かつ、市町村 単位で超過課税が可能であるからだ。 がだ、入湯税にもいくつかの課題が ただ、入湯税にもいくつかの課題が

財源とすることは現実に難しいという第一に、標準税額のままでは、DM

#### 図 基礎自治体の財政構造

法定外税等 支出金 財政規模 基準財政需要額 交付金 基準財政収入額 市町村税 時間経過

資料: 観光地マネジメント財源研究会(公益財団法人日本交通公社、2017)

中で、2000年代以降になって顕在 減少傾向で税収も減少にあった。その は1990年代後半以降、観光客数が しまっており、さらに、多くの温泉地

のは1991年

くの地域では、

1991年以前に、 (平成3年)である。多

他

り、観光にも利用できるようになった 和32年) に制度化された目的税であ 点である。

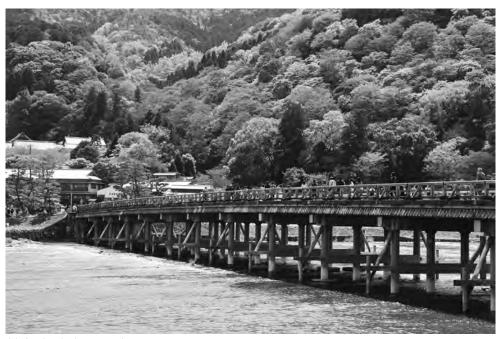
入湯税は、

1957年

の用途の税源として割り当てられて

化してきたDM活動の財源へ入湯

課税の導入によるDM財源の確保策で に対応したのが、特集2で示した超過 選択肢とはなりにくい。こうした現実 を割り当てるということは、現実的な



というのは、

不合理であろう。つまり、

の利用客) のみがDM財源を負担する

その一部の施設(正確にはその施設

ということである。地域の宿泊施設の を占める市町村でないと有効ではない

第二に、温泉付きの宿泊施設が大勢

部しか温泉旅館・ホテルではない場

ることになる。

人湯税を導入できる市町村は限定され

京都市 嵐山 (写真: hiyopapa)

却に追い込まれることとなった。こう 湯税の活用が要望されるようになった した中、 向が高く、多くの温泉旅館が廃業や売 国の観光地は深刻な観光客数減に見無 まなかった。結果、 ような入湯税の観光振興での活用は進 希薄であったため、<br />
事業者が納得する 題に直面しており、また、DM概念も 観光振興に利用できるようになった入 われた。特に、大型の温泉地はその傾 である。1990年代後半以降、 第三に、事業者と行政との信頼関係 前述したように、自治体も財政問 事業者からは1991年から 価格競争上の負担

保し、それをDM財源とするやり方で せすることで、新規に使える財源を確

ある。標準税額150円に税額を上乗

となる入湯税そのものを廃止・撤廃さ

が難しいのが実情である。
せようという動きも起きてきた。古くからある税制であるが故に、その使途違いが起きている地域は少なくない。そうした地域では超過課税の議論自体をうした地域では超過課税の議論自体が難しいのが実情である。

## 宿泊税とDM財源

日本特有の財源である入湯税に対し、宿泊税は特集1および特集5で示し、宿泊税は特集1および特集5で示し、宿泊税は特集1および特集5で示し、宿泊税は特集1および特集5で示し、宿泊税は特集1および特別の国際の

来訪客への課税という点では、宿泊に限らず、他に課税客体を設定することも可能である。実際、各地ではレンタカーの利用行為に対する課税、時間貸し駐車場の利用行為に対する課税、時間特定の地域に入る行為に対する課税、時間だのアクティビティに対する課税、時間だいろいろな法定外税が議論されてきており、その一部については実現してきており、その一部については実現してきている。

般的」であるということだ。現在のDMまず、指摘できるのは、海外において「二て有効とされる理由は、いくつかある。

下客を呼び込み、それを地域振興につ になが重要となる。その点、諸外国で ことが重要となる。その点、諸外国で ことが重要となる。その点、諸外国で も一般的に普及している宿泊税は好適

第二に、担税力があることだ。DM 第二に、担税力があることだ。DM 定は、課税客体(課税対象となる行為) には、課税客体(課税対象となる行為) と納税者に、一定の担税力があること と納税者に、一定の担税力があること と納税者に、一定の担税力があること が必要である。その点、数千円から数 が必要である。その点、数千円から数 が必要である。その点、数千円から数 が必要である。その点、数千円から数 が必要である。その点、数千円から数 が必要である。その点、数千円から数 が必要である。

第三に、徴税システムを作れることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を設定しても、が指摘できる。法定外税を設定しても、ければ意味を持たない。例えば、あるければ意味を持たない。例えば、あるが限定された地域でなければ導入できが限定された地域でなければ導入できが限定された地域でなければ導入できが限定された地域でなければ導入できが限定された地域でなければ導入できが限定された地域でなけることが、ある世界の施設が把握されており、宿泊施設に、徴税したりするシステムを構築できない。入域する人たちを捕捉したり、額を持別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を特別徴収義務者とすることで、納税を持足がある。

可能となる。
者(宿泊者)を特定し、徴税することが

クトルが揃うことになる。 収増につながることになり、 構造である。これに対し、宿泊税の場 ことが必要となる。これは、矛盾する めには自動車利用をより増やしていく う狙いもある。他方、税収を上げるた 決(自動車の数の抑制)を行おうとい にあり、課税することで、その問題解 車が増えすぎるという現状認識が背景 車場税といったものは、観光地に自動 られる。先に挙げたレンタカー税や駐 もたらすことが期待できることが挙げ みが、地域に広範なポジティブ効果を 基本的な観光振興目標が、そのまま税 合には、宿泊客を増やしていくという 第四に、税収を増やすための取り組 両者のべ

最後に、中長期的に安定的な税収が見込めるということがある。法定外目見込めるが、フィッシングブームの終焉があるが、フィッシングブームの終焉があるが、フィッシングブームの終焉を要因によって増減するものの、5~な要因によって増減するものの、5~な要因によって増減するものの、5~な要因によって増減するものの、5~なずるでは、中長期的に安定的な税収が

として好適である。 推移することになる。これはDM財

こうした特性を持った宿泊税である こうした特性を持った宿泊税である 2017年(平成29年)に続き、その後、大阪府が 2017年(平成29年)に続き、その後、市町村レベルで京都市、金沢市が宿泊市町村レベルで京都市、金沢市が宿泊京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市での導入の背景と実務について京都市でかる財政的な負担を宿泊税によって調整しようという取りなり、

宿泊税は、我が国では、2000年 (平成12年)に実施された地方分権一括 法の改正によって制度化された法定外 目的税を利用した制度である。これ以 前にも法定外普通税の創設は可能で あったが、そのハードルは高く、事実上、 この改正によって導入可能になったと 言える。

はます。 ほうが、より汎用的な存在であると言える。一方で、新規に立法(条例化)する必要があるため、その導入には一定の準備と工数が必要となる。国からの許可制ではなく、同意を要する事前協議制に移行したとはいえ、新しい税制を設計するには、税制に対する相応の知識や交渉力が求められるし、制度設計の自由度が高い分、制度設計にも十分な検討が重要であるし、関係者の合意形成においても、より丁寧な対応が必要とされるからだ。

## 分担金とDM財源

ていくことを企図した制度である。どにおいて受益者が応分の負担を行っち負担義務を負わせるものが分担金である。これは、もともと、下水道整備なある。これは、もともと、下水道整備なが、何かしらの受益に伴

金制度である。これによって、エリアマ 度が地域再生エリアマネジメントに展 度が地域再生エリアマネジメント負担 を特定地域のマネジメント負担 をがしているBID のが、それを国内で適用可能とする制 をがしているBID

> り、大きく前進することが期待できる。 り、大きく前進するものであり、負担者 から見れば同様であるが、違いは大き から見れば同様であるが、違いは大き

ネジメントの取り組みは戦略級に高ま

第一に、受益と負担の関係である。分担金も法定外税も受益と負担の関係が存在するが、分担金では、その関係がより厳密に規定される。これが分担金より厳密に規定される。これが分担金法によって一定のルールが示されたため、今後の展開が期待される。



金沢市 近江町市場 (写真:REGION)

第二に、法定外税は「税」であるため、その使途は議会決議を経る必要がめ、その使途は議会決議を経る必要がめ、行政が徴収しても、その使途に議り、行政が徴収しても、その使途に議ら、行政が徴収しても、その使途に議

第三に、法定外税は行政単位での導第三に、法定外税は行政単位での導きることである。例えば、広域合併しきることである。例えば、広域合併しあった場合、宿泊税ではいずれの地域あった場合、宿泊税ではいずれの地域は温泉街だけ、または、市街地と温泉街がまた。

エリアマネジメントは、デスティネーションよりも小さい範囲をマネジメントすることが一般的であるが、デスティトすることが一般的であるが、デスティトすることが一般的であるが、デスティーション内の宿泊拠点や賑わい空間な、エリアマネジメントの適用範囲とは、エリアマネジメントの適用範囲となる。例えば、ハワイでは全州を対象に宿泊税を原資としたDMを展開しつつ、ワイキキエリアでは別途BIDのつ、ワイキキエリアでは別途BIDの高いデを展開していくことで競争力の高いデを展開していくことで競争力の高いデを展開していくことで競争力の高いデスティネーションを形成している。これは、第二、三の特性を活かしている。これは、第二、三の特性を活かしている。これは、第二、三の特性を活かしている。これは、第二、三の特性を活かしている。これは、第二、三の特性を活かしている。これは、デスティネーションといる。

いる。 相乗効果を高めていく可能性を示して

ただ、根拠法はできたとはいえ、その運用についてはこれからである。エリアマネジメントは大都市の中心部でリアマネジメントは大都市の中心部で市市街地といった観光地域での適用に市市街地といった観光地域での適用に市では実績もほとんどない状態である。さらに、取り組みとも密接に関係しており、必ずしも観光分野での活用ノウハウは蓄積されてはいない。観光領域でウは蓄積されてはいない。観光領域でウは蓄積されてはいない。観光に関係しており、必ずしも観光分野での活用ノウハウは蓄積されてはいない。観光に関係しており、必ずしも観光分野での活用ノウハウは蓄積されてはいない。観光に関係している。これが、根拠法はできたとはいえ、そのファインをは、エリアマネジメントの動向を注視しつつ、そのノウハウを移入していくことが求められるだろう。

その先に見えてくるのは、特集1で D (Tourism Improvement District) 制である。デスティネーション・サイ ズに広げたBIDと呼べるTIDは、 宿泊税と分担金の二層構造を持つこと でDMの立体的な展開を可能としてい る。地域再生法の改正でも、TIDを 想定してはいないが、分担金によるエ リアマネジメント (BID)、宿泊税に よるDMの実績を積み重ねることで、 エコロへ拡張されていくことを期待し

# 新しい戦略宿泊税や入湯税が可能とする

ことで、コミュニティの結束を高め、 ずしも観光集客を目的としない地域づ リダ州オーランドでは、会議場やスタ る。例えば、特集5で取り上げたフロ 時に、観光振興への理解を深めていく DMOを通じて提供する(補助する) という動きも出てきている。また、必 取り組みとして行われている鉄道イン では、持続可能性を高めていくための 用する動きも見られるようになってい ラ整備や、社会活動の原資としても活 用することで、単なるDMO活動の原 されているが、「税金」であることを活 といった取り組みも行われている。 くりの活動であっても、その活動費を ジアムが建設されているし、ハワイ州 資とするだけでなく、観光系のインフ フラの整備のために宿泊税を増税する 宿泊税などは、DM財源として注目

我が国においても、特集2で示したは対応が難しい使途であり、税金だからこその活用策と言える。

ように入湯税の超過分の一部を利用し我が国においても、特集2で示した

て、道の駅的な施設「フォレスト・ガーで、道の駅的な施設「フォレスト・ガーーでは、毎年の予算額に応じた工事としているが、PFI/PPP (Private Finance Initiative/Public Private Partnership)といった民間活力を使った公共投資の仕組みを組み込んだり、ノンリコース型の起債を可能としたりすることで、施設整備を先行させ、その後、整備効果を得ながら数年かけその後、整備効果を得ながら数年かける。

難しいが、宿泊税などを財源とすれば、 や福祉だけでなく住宅、産業など多岐 ていくことも、大きな課題となってい 高め、結果として、人手不足の解消に 業従事者のQOL (quality of life) を で所得水準も低めのホスピタリティ産 した取り組みによって、勤務が不規則 独自の上乗せ対応も可能となる。そう 通りでの対応では効果を上げることは 求められる。これらは、国などの基準 にわたる政策を総動員していくことが 的な問題であり、その解決には、 とサービス経済社会化がもたらす構造 くだろう。人手不足は、人口縮小社会 に顕著となっている人手不足に対応し また、我が国においては、近年、とみ

> つなげていくことが重要となろう。 すなわち、地域行政が、観光を基軸 とした地域振興のために利用できる とした地域振興のために利用できる をず、地域政策の高位レベルで観光を らず、地域政策の高位レベルで観光を 展開していくことにつながる。本稿の 展開していくことにつながる。本稿の は計画級から戦略級へと転化する」と は計画級から戦略級へと転化する」と

## 構想力が重視される時代へ

我が国では、これまで観光振興の原程が国では、これまで観光振興の原治は、どの自治体も「同じ条件」であった。しかしながら市町村レベルで宿泊た。しかしながら市町村レベルで宿泊た。数千万円~数億円といった開きが出てくることになる。これは、基準財出てくることになる。これは、基準財出てくることになる。

件ではないからだ。
サ力強化の必要条件であって、十分条争力強化の必要条件であって、十分条地域での取り組みが戦略級となり、競地域での取り組みが戦略級となり、競地域での取り組みが戦略級となり、競

どんなに潤沢に資金があったとして



東京都 浅草寺(写真:REGION)

も、それが有効に活用できないのであれば、その資金は無駄金となる。重要なことは、戦略的な視野と視点を持って、資金をどこに投入し、どうやって広で、資金をどこに投入し、どうやって広がていくことでゴールに至るのかとい

せる原資がなかったのだから、当然でいくことが重要視され、構想力は、必いくことが重要視されてこなかった。構想がしも重要視されてこなかった。構想がしも重要視されてこなかった。構想がしい。

になる。 界」では、このパラダイムが変わること しかしながら、「宿泊税などがある世

していくことになるだろう。
かということが、地域の競争力を規定
かということが、地域の競争力を規定
とれだけ魅力的なゴール(ビジョン)

## DM財源導入に向けて

世界について論じてきた。 とげ、その特性を整理しながら、これらを活用した「戦略的な観光振興」のらを活用した「戦略的な観光振興」ののであり、これが、そして、分担金の3つを取りにある。

トについて整理をしておきたい。 に向けた取り組みを行う場合のポイン に向けた取り組みを行う場合のポイン

# 1. 民間を巻き込みゴール(ビジョン)

けではない。よって、行政の財政状況生れるプレイヤーとなる民間事業者の大ることである。民間事業者は、必ずしも行政の財政状況を把握しているわしも行政の財政状況を把握しているわまず必要なことは、当事者であり、

を宿泊税などの特性について、情報共有を行い、宿泊税などは、どこかから業者の活動の中から生まれてくるものであり、その活動を維持拡大させていく原資となるものだということについくのであり、その活動を維持拡大させている。

ていくことが求められる。 でいくことが求められる。 を構築していきながら、地域として何を目指すていきながら、地域として何を目指す

### 2. 戦略発想を持つこと

次に、必要なのは魅力的な戦略シナ次に、必要なのは魅力的な戦略シナスれまでの補助金などを活用した取り組みにおいては、あらかじめ問題(課題)が設定されており、それを解決し題)が設定されており、それを解決したであった。現在の「DMOはマーケイであった。現在の「DMOはマーケーつである。

く、ゴール(ビジョン)の達成であるかきる。重要なことは「問題解決」ではなは、何を問題とするのかということも、は、何を問題とするのかということも、これに対し、DM財源を持つ世界で

らだ。

直面している問題の全てを、対応すでき課題と捉えるのではなく、ゴールに至る筋道、シナリオからバックキャに至る筋道、シナリオからバックキャングを行い、課題を設定している問題の全てを、対応す

## 3. 制度設計をしっかり行うこと

計することが重要である。

いくことになる。この場合、徴税に関
でいくことになる。この場合、徴税に関
する規定だけでなく、その活用、使途
の決定に関しても、しっかりと制度

がなどの導入に関する条例を作り上げ

特に、入湯税、宿泊税などの「税」に でいては、自由度が高い分、首長の交 大や議会構成などによる影響も受けや すい。先行する「目的税」が、必ずしも 目的税として活用されていない実情で あることを考えれば、どのように使途 を決定し、それを管理していくのかと かうスキームについても、事前にしっか りと作り上げることが重要である。

しまうと、機微情報として再活用が難データとなり得る。税務情報となってケティングやマネジメントの重要なまた、宿泊税などの徴収情報は、マー

応を考えたい。 じめ一定のルールを設定するなどの対 しいが、この活用策についても、あらか

#### 最後に

まっている。 政策としての宿泊税などへの関心が高 原資としての宿泊税などへの関心が高 のできたが、ここにきて、その活動 のできたが、ここにきて、その活動 のではいる。

本稿でも示したように、自治体が宿泊税などのDM財源を持つことは、観泊税などのDM財源を持つことは、観野で見れば、それでようやく、世界の野で見れば、それでようやく、世界のアスティネーションと同じ「経営資源」を得たにすぎない。

(やまだ ゆういち)